

# 自営業者等の扶養認定について

事業収入のある方の扶養認定につきましては、勤務先から毎月給与が支給される方と必要書類や条件が異なります。

確認書類として、確定申告書一式の写しを提出していただき、認定の可否を判断します。所得税法上では、所得を得るための経費を控除対象としていますが、被扶養者認定においては、収入金額からその収入を得るために必要となった経費を控除し、年間収入が130万円未満であった方を認定の対象としております。

必要経費の控除対象となるものについては、下表のとおりとなりますので、被扶養者の認定基準を超えていないかをご確認ください。

※経費は確定申告時の『収支内訳書』をご覧ください。

## 事業収入等における必要経費の取扱い

認めている主な経費(○のもの)

一般所得		農業所得		不動産所得	
売上原価	○	雇人費	×	給料賃金	×
給料賃金	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	○	その他の経費		その他の経費	
利子割引料	×	租税公課	×	租税公課	×
その他の経費		種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	雑費	×
※水道光熱費	△	飼料費	○		
旅費交通費	×	農具費	○		
通信費	×	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	○	作業用衣料費	×		
消耗品費	○	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	○		
		雑費	×		

※水道光熱費について、自宅が事務所と兼用している場合は、家計消費分が明確になっているときに認めています。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306